

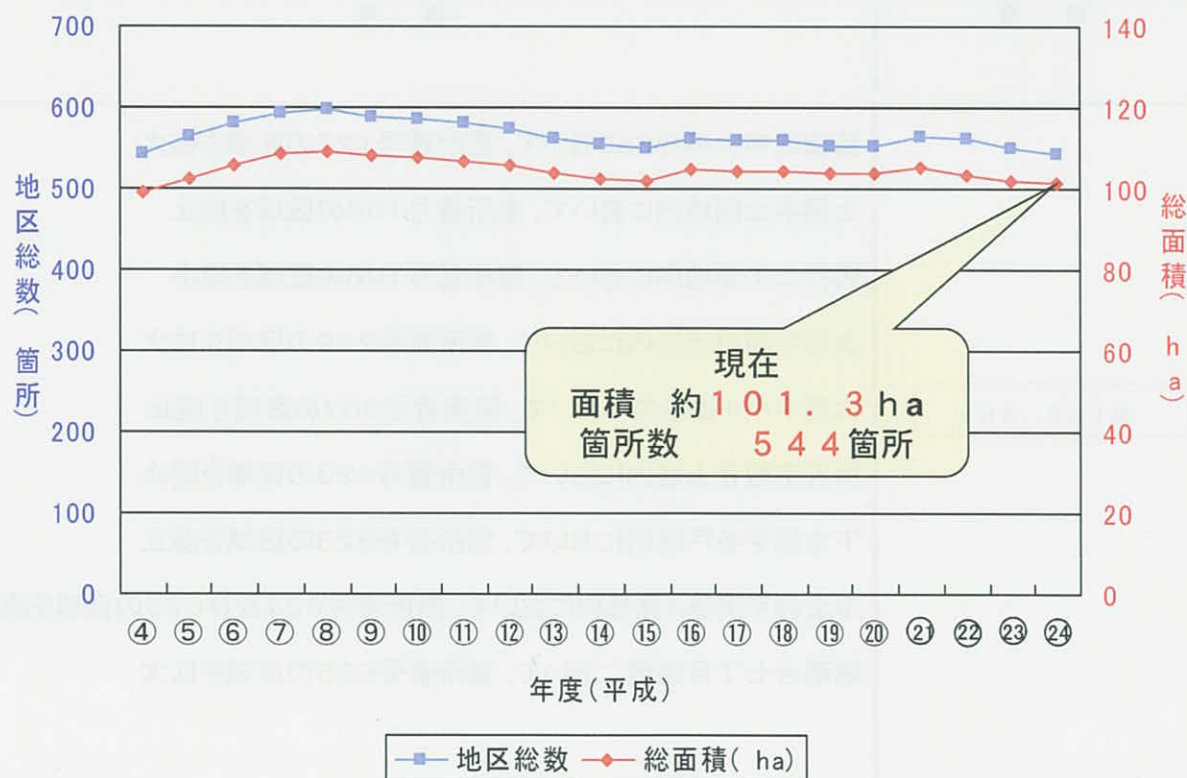
議第 4 号

藤沢都市計画生産緑地地区の変更

(藤沢市決定)

4-1

生産緑地地区指定状況



4-2

本日お諮りする内容

今回変更する箇所(10箇所)

買取申出にかかる箇所(6箇所)

錯誤にかかる箇所(1箇所)

追加指定にかかる箇所(3箇所)

4-3

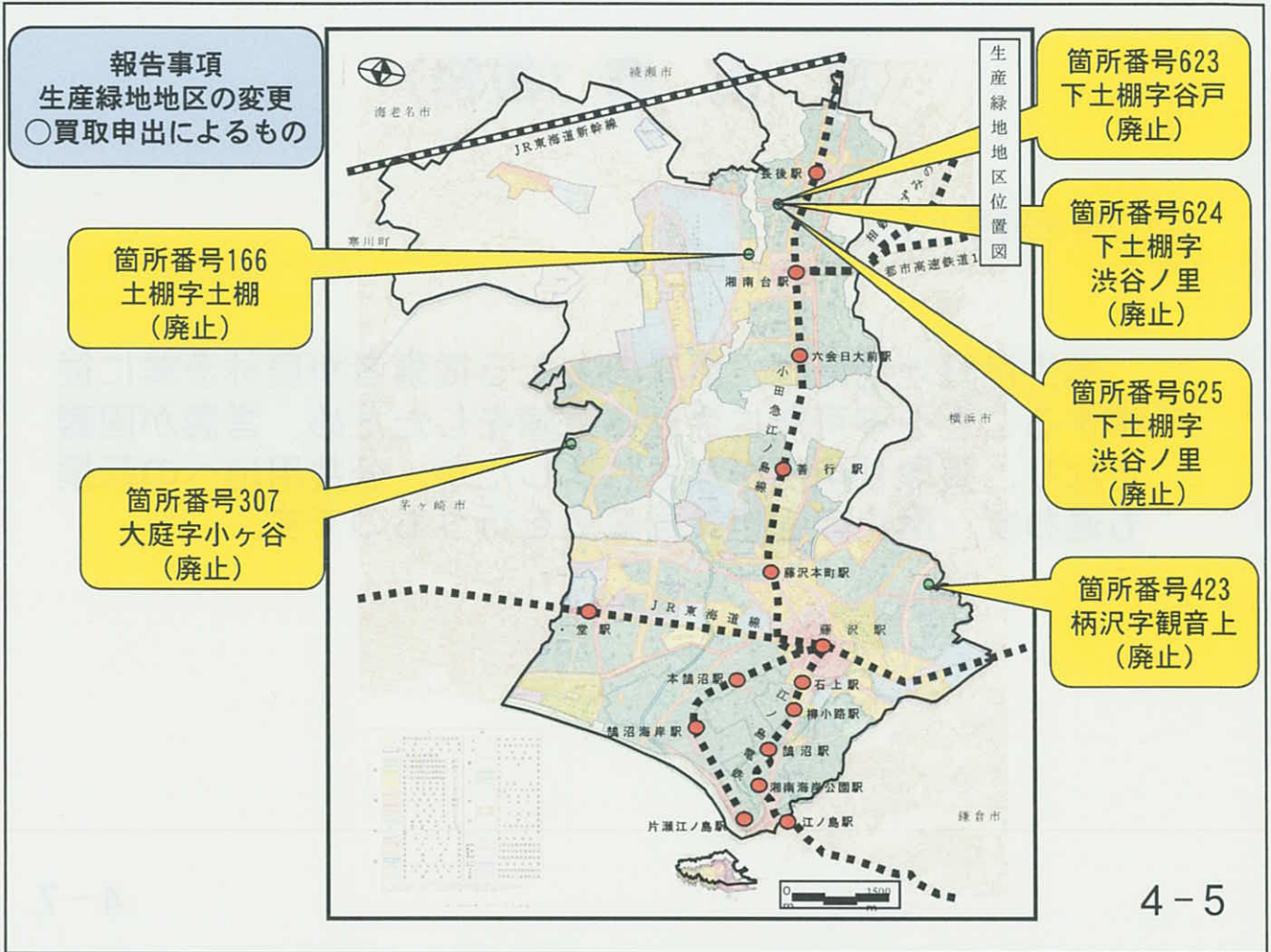
藤沢都市計画生産緑地の変更 (藤沢市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

| 面積 | 備考 |
|----------|---|
| 約100.8ha | 菖蒲沢字大平地内において、箇所番号127の区域を拡大 土棚字土棚地内において、箇所番号166の区域を廃止 円行二丁目地内において、箇所番号196の区域を縮小 大庭字羽根沢地内において、箇所番号259の区域を拡大 大庭字小ヶ谷地内において、箇所番号307の区域を廃止 柄沢字観音上地内において、箇所番号423の区域を廃止 下土棚字谷戸地内において、箇所番号623の区域を廃止 下土棚字渋谷ノ里地内において、箇所番号624及び625の区域を廃止 湘南台七丁目地内において、箇所番号635の区域を拡大 |

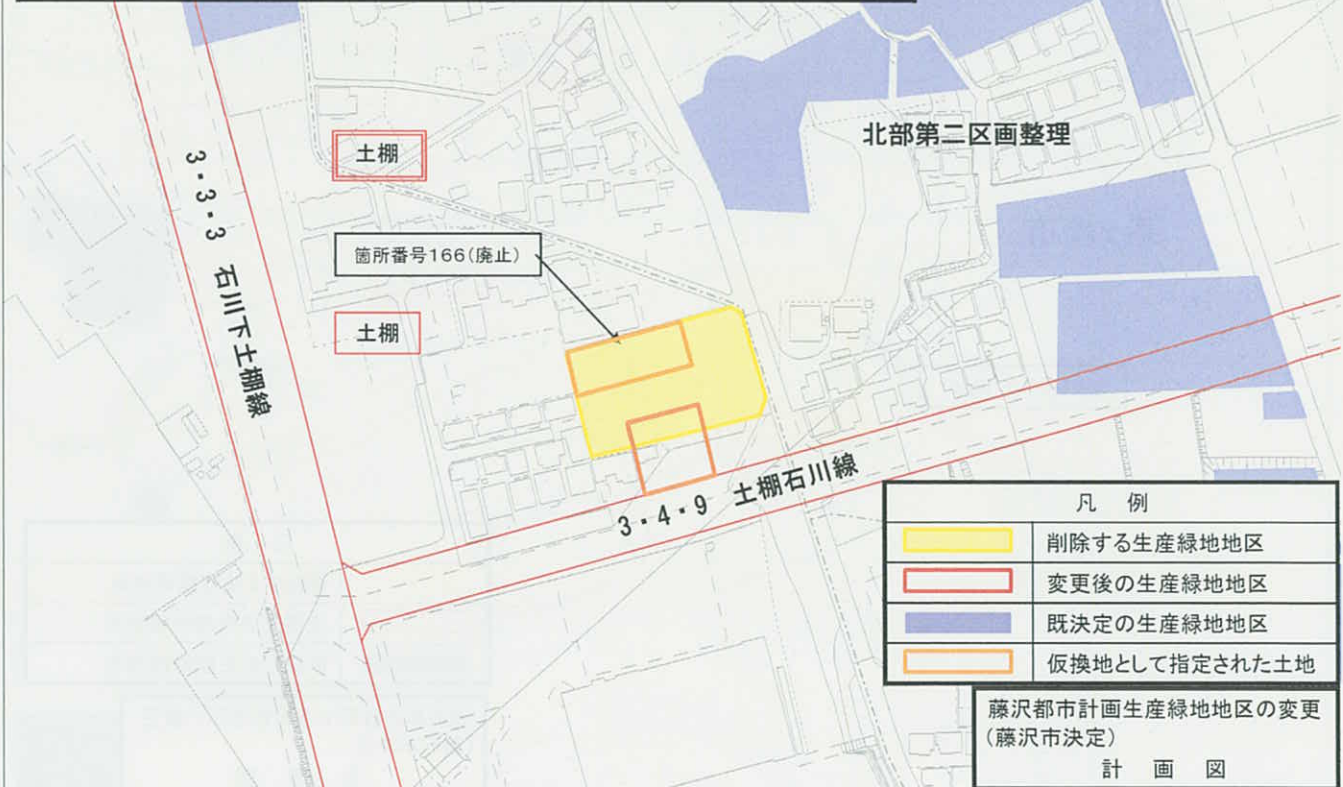
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

4-4



| 箇所番号 | 農地の所在地 | 面積 | 備考(従前の面積(m ²)(仮換地面積(m ²))) |
|------|--------|----|--|
| 166 | 土棚字土棚 | — | 廃止(1,800(1,600)) |

注 かつこ書きは、土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地の地積である。



理由書(抜粋)

5 箇所番号166

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障をしたため、営農が困難となり、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

4-7



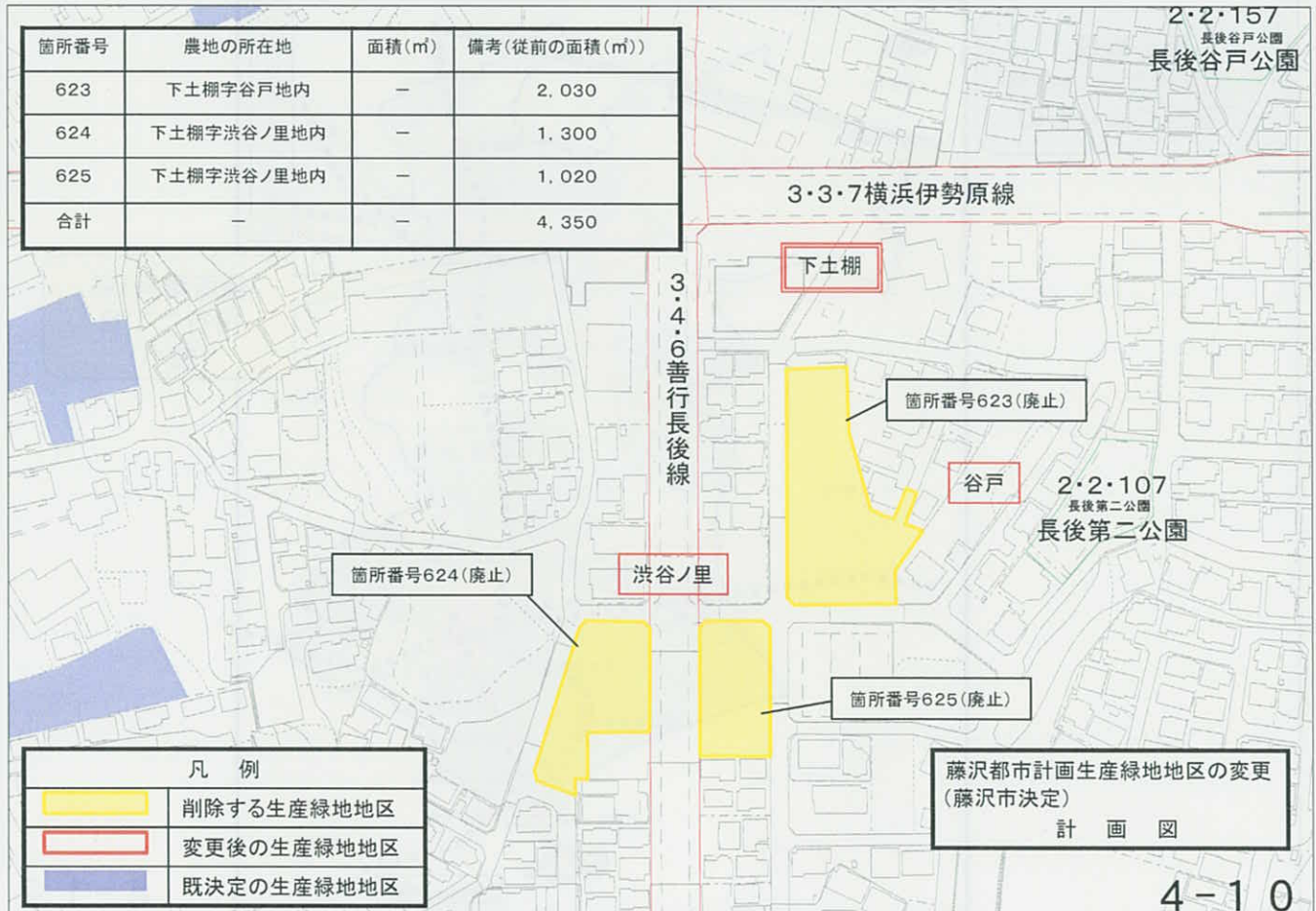
4-8

| 箇所番号 | 農地の所在地 | 面積(m ²) | 備考(従前の面積(m ²)(仮換地面積(m ²)) |
|------|----------|---------------------|---|
| 423 | 柄沢字観音上地内 | - | 廃止(1,160(930)) |

注 かつこ書きは、土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地の地積である。



| 箇所番号 | 農地の所在地 | 面積(m ²) | 備考(従前の面積(m ²)) |
|------|------------|---------------------|----------------------------|
| 623 | 下土棚字谷戸地内 | - | 2,030 |
| 624 | 下土棚字渋谷ノ里地内 | - | 1,300 |
| 625 | 下土棚字渋谷ノ里地内 | - | 1,020 |
| 合計 | - | - | 4,350 |



理由書(抜粋)

- 5 箇所番号307、6 箇所番号423、
7 箇所番号623、8 箇所番号624 及び 9 箇所番号625

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

4-11

